

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第24号

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者<u>(次条に規定する休団の場合を除く。)</u></p> <p><u>(休団)</u></p> <p><u>第4条の2 介護、育児その他長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</u></p> <p><u>2 団員が休団をしようとするときは、団長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、休団中の団員が復帰をしようとする場合について準用する。</u></p> <p><u>4 休団中の団員が復帰をしたときの階級は、休団をした日に当該団員が属して</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p>

いた階級とする。

5 休団中の団員は、第8条及び第9条の規定は適用しない。

(分限)

第5条 (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 第4条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。ただし、前条の規定により休団する場合を除く。

(3) 当該消防団の区域内に在学しなくなったとき。ただし、前条の規定により休団する場合を除く。

(報酬)

第12条 (略)

2及び3 (略)

4 団員が年度の途中で任命され、又は退職し、失職し、停職し、休団し、若しくは死亡したときの年額報酬の額は、月割りにより計算する。

5 (略)

(分限)

第5条 (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(3) 当該消防団の区域内に在学しなくなったとき。

(報酬)

第12条 (略)

2及び3 (略)

4 団員が年度の途中で任命され、又は退職し、失職し、若しくは死亡したときの年額報酬の額は、月割りにより計算する。

5 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)